

資料編

用語解説（50音順）

ア行

「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）12月の第20回に国連総会において採択され、1969年（昭和44年）に発効した条約。この条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種隔離と差別を撤廃する政策等を当事国に求めている。日本は、1995年（平成7年）に締結した。

「いじめ防止対策推進法」

2013年（平成25年）6月公布・同年9月施行。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めている。

「インクルーシブ教育システム」

「障害者の権利に関する条例」（2006年（平成18年）、国連採択）第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであると述べられている。

「H I V（Human Immunodeficiency Virus）」

ヒト免疫不全ウイルス。H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。H I Vは血液、精液、膣分泌液、母乳などに多く含まれる。

感染は、粘膜（腸管、膣、口腔内など）および血管に達するような皮膚の傷（針刺し事故等）からであり、傷のない皮膚からは感染しない。そのため、主な感染経路は「性行為による感染」、「血液による感染」、「母子感染」となっている。

カ行

「合理的配慮」

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利・利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮（「合理的配慮」）を行うことを求め

ている。(例:筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる、会場の座席など、障害者の特性に応じた位置取りにする など)

「高齢者のための国連原則」

高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の実現を目指して、1991年（平成3年）に第46回国連総会において採択された原則。

「国際人権規約」

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。労働基本権、社会保障、教育および文化活動に関する権利などを規定する社会権規約、生命に対する権利、身体の自由、表現の自由、裁判を受ける権利、参政権、平等権、マイノリティの権利などを規定する自由権規約、自由権規約が規定する自由権の侵害に関する国際的な苦情申立てに途を開く自由権規約第一選択議定書、並びに自由権規約第二選択議定書（死刑廃止条約）からなる。日本は1979年（昭和54年）に社会権規約と自由権規約を批准した。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)

1985年（昭和60年）公布。この法律の前身は、1972年（昭和47年）の「勤労婦人福祉法」。この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないと定めている。その後も改正が繰り返され、2007年（平成19年）4月1日に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男女双方に対する差別を禁止することを規定し、2017年（平成29年）1月1日施行の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が加わった。

サ行

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)

個人の性的名誉や性的プライバシーを保護することを目的に制定。プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為について、罰則を設け禁止している。

「持続可能な開発目標SDGs（[エス・ディー・ジーズ] Sustainable Development Goals）」

2015年（平成27年）9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030年までの17の目標と169のターゲットで構成された国際目標。17の目標には、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「ジェンダー平等を達成し、あらゆる女性及び女兒の能力強化を行う」などがある。

「児童憲章」

すべての児童の幸福を図るため、児童の立場から、子どもの権利を確認し、日本国憲法の精神に従い12の条文構成からなる、1951年（昭和26年）の子どもの日に制定された憲章。

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)

1989年(平成元年)11月の第44回国連総会において採択され、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指し、18歳未満のすべての子どもに適用される。日本は、1994年(平成6年)に批准した。

「障害者基本法」

1970年(昭和45年)に制定された心身障害者対策基本法が1993年(平成5年)に改正され成立した法律。障がいのある人に係る基本的な法律であり、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念・基本原則を定め、及び国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)

2011年(平成23年)に成立し、2012年(平成24年)10月1日から施行された法律。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。

「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)

2006年(平成18年)12月に国連総会において採択され、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。日本は、2014年(平成26年)に批准した。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013年(平成25年)に成立し、2016年(平成28年)4月1日から施行された法律。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)

すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約で、1979年(昭和54年)に第34回国連総会で採択され、日本は1985年(昭和60年)に締結した。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)

2015年(平成27年)9月公布。これまで女性の活躍推進に向けた取組は各事業主の自主性に委ねられていたが、この法律では、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以

上の事業者に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、女性の活躍状況の公表等を義務づけた。2019年（令和元年）6月5日公布の改正では、2022年（令和4年）4月1日より常時雇用する労働者の数が301人以上から101人以上の事業主に拡大される。

「人権教育のための国連10年」

1994年（平成6年）第49回国連総会において決議されたもの。1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を対象とし、人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報（情報提供）の努力」と定義している。

なお、「人権教育のための国連10年」の終了を受け、2004年（平成16年）12月の第59回国連総会は、2005年（平成17年）～2007年（平成19年）を「人権教育のための世界プログラム」（第一段階）とするという決議を採択した。「世界プログラム」は、数年ごとの段階を決め、その段階ごとに領域を定め、行動計画を策定することとなっている。第一段階（2005－2007年）は「初等中等教育学校制度における人権教育」に焦点をあてた。その後、2010年（平成22年）1月から2014年（平成26年）末までの5年間は第二段階とされ、「高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修」に重点が置かれた。さらに、2015年（平成27年）～2019年（平成31年）が第三段階とされ、人権教育の優先対象をメディア関係職者やジャーナリストとすることとされている。

『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』

国は、この行動計画で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、などの個別分野を重要課題とした。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に2000年（平成12年）に制定された法律。

「人権」

人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人生まれながらにして持っている権利。人権は日本国憲法で、全ての国民に保障されている。

「人権週間」

国連が世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めたのを受けて、我が国で定められた12月10日を最終日とする1週間。

「人権文化」

あらゆる人々が自己のみならず他の人々の尊厳について学び、相互理解を深めることにより、人権を尊重することが日常生活において定着・習慣化される状態。

「人権文化のまちづくり」

市民一人ひとりが人権尊重の意義や重要性を知識として確実に身に付け、人権を尊重することが市民の日常生活の中で当たり前前の態度や行動として自然に現すことができる社会をつくること。

「人権文化のまちづくり」を進めるということは、市民一人ひとりが個性や能力を發揮し自分らしく生きることができる社会、国籍・性別・年齢などに関係なく、価値観や個性の違いを認め合う多様性が認められる社会をつくることである。あらゆる場で人権が保障され、誰もが住みやすいと実感できるまちである。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

（青少年インターネット環境整備法）

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及などにより青少年が有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずることにより、青少年のインターネット利用における権利の擁護を目的に2009年（平成21年）に施行された。さらに、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化していることを受け、2017年（平成29年）には、インターネット事業者等に、スマートフォンをはじめとする携帯電話端末等の契約者または使用者が青少年であるかどうかを確認し、契約者が青少年である場合は当該青少年に、使用者が青少年であり、かつ契約者がその青少年の保護者である場合は当該保護者に対して、青少年有害情報の閲覧の可能性があること、また、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等を説明する義務を課すこととした。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」

2003年（平成15年）7月公布。生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には他の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについて必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の診断が一致している者を「性同一性障害者」とし、そのうち、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいない等の要件を満たす者について、家庭裁判所がその者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができることとされた。審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、他の性別に変わったものとみなすとともに、その効果は審判前に生じた身分関係、権利義務に影響を及ぼすことがないものとしている。また、審判を受けた者は、新戸籍を編製することを基本とし、戸籍の続柄の記載の変更手続きを行うこととしている。

「成年後見制度」

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもある。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度。

「世界人権宣言」

1948年（昭和23年）12月10日に第3回国連総会において採択された。人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めている。なお、1950年（昭和25年）の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。

「セクシュアル・ハラスメント」

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれる。

タ行

「男女共同参画 2000 年プラン」

1996年（平成8年）7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、男女共同参画推進本部が同年12月に策定した。2000年度（平成12年度）末までを期間とした男女共同参画社会の形成の促進に係る国内行動計画。

「男女共同参画基本計画」

1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、2000年（平成12年）に策定された。2005年度（平成17年度）末までを計画期間とした、男女共同参画2000年プランに代わる新たな国内行動計画であり、5年ごとに改定され、現在は第4次男女共同参画基本計画（2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度））期間中。

「地域包括支援センター」

地域における介護相談の最初の窓口となるもので、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他、日常生活支援などの相談対応を行う。原則、市町村に1か所以上設置されることとなっており、専門職員として社会福祉士、保健師及び主任ケアマネージャーが配置され、主に地域内に住む高齢者の「総合相談」、「介護予防」、「サービスの連携・調整」などの業務を行う。平成29年5月現在、県内のセンターは188か所。

「同和対策事業特別措置法」

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実など必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969年（昭和44年）に制定された10年間の時限立法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度、特別措置法を制定した。

「同和対策審議会答申」

1961年（昭和36年）に発足した同和対策審議会が1965年（昭和40年）に提出した総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対する答申で、その後の同和対策の指針となった。

同和問題が憲法の基本的人権に関わる問題であることを明らかにし、前文で「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べている。

「同和問題啓発強調月間」

同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより県民を挙げて差別をなくす運動を展開するため、福岡県において1981年（昭和56年）に設定した7月の1か月間。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」 （プロバイダ責任制限法）

インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定のものに受信される情報の流通によって権利の侵害にあった場合について、プロバイダー及びサーバーの管理・運営者等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めている。

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力を指す。身体的なものだけではなく精神的、経済的、性的なさまざまな暴力をもすべてを含んだ暴力のことをいう。

ナ行

「認知症」

認知症は脳の障害に起因する症状で、加齢とともに発症率が高くなり、また、誰もが発症する可能性があることから、社会全体の課題として捉える必要がある。高齢者だけではなく、働き盛りの若い年代でも認知症になることがあり、65歳未満で発症する認知症を若年性認知症という。この場合、仕事ができなくなり経済的困窮に陥ることや子どもの保育・教育が困難になることも課題とされる。また今日では、認知症の家族を介護している人もまた認知症を患っている状態の「認認介護」の問題も課題となっている。

認知症になっても、人格が失われるわけではなく、感情があり、本人自身が不安や葛藤を抱えていることを理解し、本人の尊厳を損なわないように受け止めることが大切である。しかし、介護者の負担は大きく、虐待の原因となることも少なくないため、早期の相談・支援とともに、本人や介護者が症状を隠すことなく、安心して生活できるような周囲の理解が必要であり、認知症になっても住みなれた地域において継続して暮らしていくことができるための仕組みづくりが必要である。

「ノーマライゼーション（Normalization）」

障がいのある人もない人もともに生きる社会こそノーマル（普通）であり、本来の姿であるとする考え方。また、そうした社会を実現しようとする取組。

八行

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）

2001年（平成13年）4月公布・同年10月施行。2004年（平成16年）改正。2007年（平成19年）改正。2013年（平成25年）改正（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更）。配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問わない。さらに、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含む。

「ハンセン病」

感染症への偏見が重大な人権侵害を引き起こした代表的なものの一つ。

ハンセン病は感染力が大変弱いにもかかわらず、政府が隔離収容政策を取ったことや身体的な後遺症を伴うことなどのため、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されるまで長期にわたり、患者は隔離され、病気が治癒しても、なお社会復帰ができないまま、療養所の中での生活を余儀なくされていた。

2009年（平成21年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病患者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう基盤整備や福祉の増進、名誉の回復等を図っていくこととされた。

「ひきこもり」

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。（ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインより（厚生労働省））

「福岡県児童育成計画」

21世紀を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するため、国の「エンゼルプラン」を踏まえて、1997年（平成9年）に策定した1997年度（平成9年度）から概ね10年間の計画。

「福岡県障害者長期計画」

障害者基本法第11条第2項に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2015年度（平成27年度）から2020年度（平成32年度）の6年間の計画期間として策定した計画。

「福岡県障害者福祉計画」

障害者総合支援法第 89 条に基づき、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るために策定した計画。

「福岡県青少年健全育成総合計画」

福岡県の青少年健全育成のための広範多岐にわたる青少年関連施策を体系づけ、施策推進の基本方針を明らかにした総合的な計画。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）

2016 年（平成 28 年）12 月 16 日に公布施行された法律。現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとにこれを解消することが重要な課題であると示すとともに、部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査について定めている。

「法定雇用率」

障害者の雇用の促進等に関する法律の第 43 条に基づき定められた、各事業主がその雇用する労働者のうち障がいのある人を雇用しなければならない割合。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）

2016 年（平成 28 年）6 月 3 日に公布施行された法律。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本施策として、相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動の推進について定めている。

ヤ行

「役割分担意識」

「男は仕事、女は家庭」といった性の違いによって役割を固定したものを「役割分担意識」という。そういった考えは働く女性にとって社会労働と家事労働の二重負担となる。女性が広く社会活動をするなか、性による分業や男女を異なって取扱うことは、公正とはいえない。性別役割意識を解消して本当の意味での男女平等、対等なパートナーシップを築いていくことが必要である。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

豊前市人権のまちづくり推進及び人権擁護に関する条例

平成 14 年 12 月 25 日条例第 42 号

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法の基本原理である基本的人権の尊重及び人間の尊厳を確立するとともに、人権尊重のまちづくりのためのあらゆる施策（以下「人権施策」という。）を推進し、及び人権侵害による被害に対し迅速かつ適正な救済を講ずることによって、すべての人の基本的人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市は、基本的人権の確立を通して、個人を大切にし、個性を尊ぶ精神の醸成を図るとともに、互いのちがいを認め合い、平和に生きるための共生社会の実現をめざすものとする。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念に基づき、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って総合的に人権施策に取り組むとともに、国、他の地方公共団体、事業所又は団体等と連携し、人権意識の高揚に資する施策を積極的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、人権意識の高揚を図り、相互に基本的人権を尊重するとともに、市が実施する人権施策に積極的に協力し、自ら人権侵害を行わないよう、自己啓発に努めるものとする。

(基本方針の策定)

第 5 条 市長は、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念に関する事項
- (2) 差別解消に向けた施策の推進に関する事項
- (3) 人権意識の高揚に資する教育・啓発の推進に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権施策の推進)

第 6 条 市長は、前条の基本方針に基づき、人権尊重に対する理念を深め、これを体得することができるよう、人権施策を推進しなければならない。

(人権相談及び救済)

第 7 条 市長は、人権に関する相談体制の充実を図るとともに、国等の機関と連携し、迅速かつ適正な救済制度の確立に努めるものとする。

(人権のまちづくり推進審議会)

第8条 市長は、人権意識の高揚を図り、人権施策の総合的かつ効果的な推進について審議するため、豊前市人権のまちづくり推進審議会を設置する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。